

魚沼市省エネルギー家電等 入替促進事業補助金

各家庭での地球温暖化対策の啓発を図り、省エネ性能の高い家電等への入替を促進するため、一定の基準を満たす省エネ家電等への入替を行った世帯に対し、その費用の一部を助成します。

※この事業は、国の重点支援地方交付金を活用した事業です。

申請受付期間

令和8年4月1日(水)～

申請の受付は先着順とし、予算額(800万円)がなくなり次第、受付を終了します。

対象家電等

※市内に所在する店舗、事業者等から購入した以下の家電等(新品)が対象
※現在使用している製品は、買替え後、適切に廃棄する必要があります。

品目	補助対象の製品
LED照明器具	省エネ基準達成率100%以上の製品 【対象外】 ×LEDランプ(電球)のみの交換 ×持ち運びが可能な商品(スタンドライト等) ×入替前の照明器具がLED照明器具の場合
エアコン	省エネ基準達成率100%以上の製品
冷蔵庫	省エネ基準達成率100%以上の製品
高効率給湯器	従来型給湯器から高効率給湯器①～④への入替を行った場合が対象 ①CO2冷媒ヒートポンプ給湯器 年間給湯保温効率又は年間給湯効率が3.0以上(寒冷地仕様は2.7以上)のもの ②潜熱回収型ガス給湯器(エコジョーズ) 給湯暖房器にあっては給湯部熱効率が94%以上、給湯単能器及びふろ給湯器にあってはモード熱効率が83.7%以上のもの ③潜熱回収型石油給湯器(エコフィール) 油だき温水ボイラーにあっては連続給湯効率が94%以上、石油給湯機の直圧式にあってはモード熱効率が81.3%以上、石油給湯機の貯湯式にあっては74.6%以上のもの ④ハイブリッド給湯器 熱源設備は電気式ヒートポンプとガス補助熱源機を併用するシステムで貯湯タンクを持ち、年間給湯効率が102%以上のもの

省エネ性能の確認は「省エネ型製品情報サイト」へ



○緑色マークが対象の製品



×オレンジ色マークは対象外



省エネ基準達成率は、ここに記載

100%以上が対象の製品

補助金額

品目	補助率	補助上限額※	備考
LED照明器具	補助対象経費の1/2	市内本店15,000円、市外本店10,000円	1世帯複数台で申請可能
エアコン	補助対象経費の1/3	市内本店30,000円、市外本店15,000円	1世帯1台まで申請可能
冷蔵庫	補助対象経費の1/3	市内本店30,000円、市外本店15,000円	1世帯1台まで申請可能
高効率給湯器	補助対象経費の1/3	50,000円	1世帯1台まで申請可能

※市内本店：市内に本店がある店舗等で購入した場合

市外本店：市外に本店がある店舗等で購入した場合

◀補助対象経費▶

対象機器等の購入及び設置に要した費用(本体費用、工事等の設置に要する費用、設置に必要な部品及び付帯設備等の費用(値引き及び下取り等に出した場合は、それらの金額を補助対象経費から差し引いて補助金額を算出します))

◀補助対象に含まれない経費の例▶ 消費税、古い機器等の処分費、保証料、配送料など

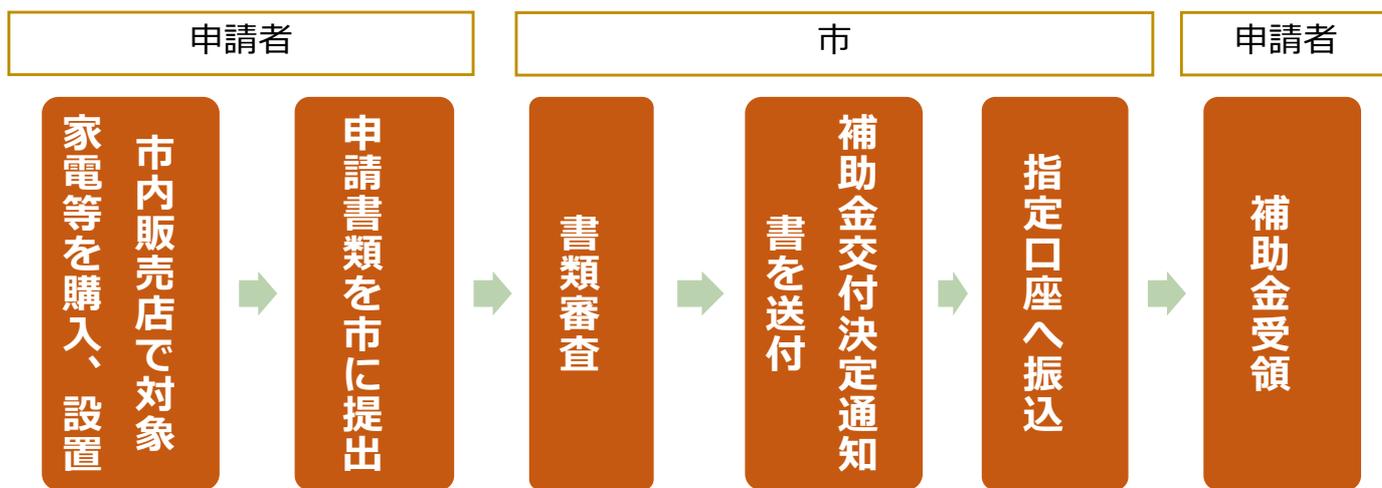
対象者

※①～⑥全てに該当すること

- ① 魚沼市に住民登録をしていること。
 - ② 令和8年4月1日以降に、対象の省エネ家電等（新品）を入替を目的として購入し、自らが居住する市内の住宅に設置し、入替前の家電を適正に廃棄（エアコン、冷蔵庫は家電リサイクル券排出者控を提出）していること。
- ※ 4月1日より前に家電等の費用を支払った場合でも、事業完了日が4月1日以降であれば、事業完了日が確認できる納品書などを添付することで申請可能です。
- ③ 市税の滞納がないこと。
 - ④ 魚沼市暴力団排除条例第2条第2号に該当しないこと。
 - ⑤ 同一世帯の方が、同一の省エネ家電等に対し、市の他の補助金及びこの補助金の交付を受けていないこと。
 - ⑥ 家庭からの温室効果ガス排出削減に協力できること。

令和5～7年度にこの補助金の交付を受けた場合も含まれます。

補助金の申請から交付までの流れ



※対象家電等の設置完了後、交付申請書兼実績報告書に下記の添付書類を添えて生活環境課窓口へご提出ください。

※申請時に窓口では内容をチェックしません。内容の不備により追加や訂正があった場合、申請書に記載の連絡先へ連絡いたします。

また、必要な書類が全て揃った時点を受理日とみなします。

(書類を審査し、申請者に連絡するまで日数を要する場合があります。)

制度の詳細、様式のダウンロードは「魚沼市HP」へ



交付申請書兼実績報告書の添付書類

- 補助対象家電等の購入及びその設置に係る費用を確認できる領収書又はレシートの写し（購入日、購入店舗名、型番、支払金額の内訳等の記載があるもの。）
- 入替前後の家電等の写真（自宅での設置状況が分かる写真及び家電等の型番と製造番号が分かる写真）
- エアコン及び冷蔵庫の入替を行った場合は、旧家電に係る家電リサイクル券の写し（家電リサイクル法第43条に規定する管理票をいう。）
- 設置した補助対象家電等の出荷証明書又は製造メーカーの保証書の写し
- 補助金の受取りに使用する申請者本人名義の振込口座通帳の写し（表紙の裏面氏名のカタカナが確認できるもの。）

提出・お問い合わせ先

魚沼市 生活環境課 環境対策係（魚沼市小出島910 魚沼市役所本庁舎 2階15番窓口）
TEL025-792-9766（直通）（平日8時30分～17時15分）